

海上での

工事・作業

に伴う許可申請手続き等の手引き

七尾海上保安部 交通課
能登海上保安署

令和7年度版

第1章 適用法令

第1節 概要

1. 定義

港則法では「入出港届省略許可」「係留施設使用届省略許可」「港内移動許可」「危険物荷役許可申請」「工事・作業許可申請」「行事許可申請」といった申請があります。

行政手続法第2条より

「申請」とは、法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分(※)を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。(※)処分とは、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為。

「届出」とは、行政庁に対し一定の事項の通知をする行為（申請に該当するものを除く。）であって、法令により直接に当該通知が義務付けられているもの（自己の期待する一定の法律上の効果を発生させるためには当該通知をすべきこととされているものを含む。）をいう。

2. 概要

特定港内で行われる工事・作業、行事は、一定の水域を占有し又は通常の船舶交通流を乱すこととなり、船舶交通に影響を及ぼすおそれがあるため、港則法に基づく「**港長の許可**」が必要となります。

また、特定港以外の適用港内で行われる工事・作業も、特定港と同様に、一定の水域を占有し又は通常の船舶交通流を乱すこととなり、船舶交通の安全を阻害するおそれや、船舶交通に影響を及ぼすおそれがあるため、港則法に基づく「**海上保安部長の許可**」が必要となります。

上記海域における許可申請に該当しない工事・作業、行事及び港則法が適用されていない海域での工事・作業、行事については、事故防止、船舶交通の安全確保の見地から、工事・作業、行事の実施者に対し、「お知らせ」として情報を提供していただき、必要な場合は、海上保安庁が提供している「海の安全情報」及び「水路通報」に掲載しています。

工事・作業、行事の実施者は、船舶交通の安全を図るために所要の措置を講ずる必要があり、一般的に工事・作業、行事を行う場合は、安全管理体制の確立、区域標示用標識の設置、警戒・救助船艇の配備、関係者に対する事前周知や運航調整等の安全対策を実施し、付近航行船舶の安全を確保しなければなりません。

なお、行おうとする工事・作業、行事が、船舶交通の安全を阻害するおそれや、船舶交通に影響を及ぼすおそれがあると判断するのは、港長又は海上保安部長です。

「許可申請書」は、これらの事項に留意して作成してください。

第2節 海域と適用法令

工事・作業、行事を行う場合には、申請先等が次のとおり定められています。

海域	適用法令と条文	申請様式		申請書の宛名
		工事・作業	行事	
特定港	港則法第31条第1項	許可申請書	——	港長
	港則法第32条	——	許可申請書	
特定港の 境界付近※	港則法第31条第1項	許可申請書	——	港長
特定港以外の 適用港	港則法第45条 (港則法第31条第1項)	許可申請書	——	海上保安部長
特定港以外の 適用港の 境界付近※	港則法第45条 (港則法第31条第1項)	許可申請書	——	海上保安部長

なお、規定のない海域における工事・作業、行事については、許可申請ではなく、「お知らせ」として情報を提供していただいております。

※「港の境界付近」とは、工事・作業が当該港における船舶の出入り又は在港船舶に影響のある範囲をいいます

第2章 申請手続

第1節 工事・作業許可申請

1. 根拠

港則法 第31条

- 1 特定港内又は特定港の境界付近で工事又は作業をしようとする者※は、港長の許可を受けなければならない。
- 2 港長は、前項の許可をするに当り、船舶交通の安全のために必要な措置を命ずることが出来る。

港則法 第45条(抄)

同法第31条の規定は、特定港以外の港について準用する。

港則法施行規則 第16条

法第31条第1項の規定による許可の申請は、工事又は作業の目的、方法、期間及び区域又は場所を記載した申請書によりしなければならない。

※「工事又は作業をしようとする者」とは、工事・作業の実施責任者をいいます。

2. 許可を必要とする港

工事又は作業を実施するために許可が必要になる特定港や適用港は港則法施行令により定められています。

特定港…七尾港

適用港…穴水港、宇出津港、小木港、飯田港、輪島港

3. 工事・作業とは

工事と作業に明確な区別はありませんが、概念としては、

「工事」…その行為が行われた場合において将来に痕跡を残すもの

「作業」…その行為が行われた場合においても痕跡を残さないもの

として区別をしています。

【一般的な工事の例】

浚渫／岸壁、栈橋の築造／工作物の設置／漁具の設置 など

【一般的な作業の例】

採水・採泥／ボーリング調査／深淺測量／磁気探査 など

4. 許可申請に関する注意点

海上保安部（署）では、海上における工事・作業について、港内における船舶交通の安全及び港内の整頓を図る観点で審査を行います。

岸壁の築造や航路の浚渫等、比較的大規模な海上工事以外であっても、前記観点到影響を及ぼすおそれがあるものについては、原則として許可が必要です。

<許可が必要な工事・作業例>

- 定置網、かき筏などの養殖施設、漁礁等漁業に関する工作物を設置する場合は、「漁ろう」を前提としてなされるものですが、設置する行為自体は工事・作業に該当しますので許可が必要です
- 潜水作業を行う場合は、船舶交通及び潜水士の安全確保のための調整等が必要となるので潜水器具使用の有無によらず原則として許可が必要です
- 栈橋、岸壁に着岸した状況での作業であっても、通常の荷役とは異なる形態で行うもの（アンカーワイヤーの張り出し、台船の横づけ等）については、許可が必要です
- 橋桁下部や橋脚での作業については、桁下高や可航幅に変更が生じ、船舶交通に影響を与えることが懸念されるため、陸上からの施工であっても、原則として許可が必要です
- 採水・採泥作業や深淺測量作業等、通常の航行状態とは異なる形態で実施する場合は、許可が必要です
- ブイや観測機器の設置については、一定の海域を占有し、船舶交通に影響を与えることが懸念されるため、許可が必要です。なお、設置にかかる水域占用許可等については、工事・作業許可申請の前に、港湾管理者等との調整をお願いします。

※船舶の通航実態がほとんどない海域（影響の無い海域）での工事・作業については、許可を要さない場合がありますが、港長が施工内容を確認のうえ、影響の有無等を総合的に判断しますので、事前にお問い合わせください。

5. 申請書のあて名及び提出先

(1) 申請書のあて名及び提出先

工事・作業を実施する海域によって、提出先や宛名が次のとおり変わります。

工事・作業を実施する港	書名	宛名	提出先
七尾港 (境界付近を含む)	工事・作業 許可申請	七尾港長	七尾海上保安部
穴水港、輪島港 (境界付近を含む)	工事・作業 許可申請	七尾海上保安部長	七尾海上保安部
宇出津港、小木港、飯田港 (境界付近を含む)	工事・作業 許可申請	七尾海上保安部長	能登海上保安署
その他の海域 (七尾市、穴水町、輪島市)	工事・作業 のお知らせ	—————	七尾海上保安部
その他の海域 (能登町、珠洲市)	工事・作業 のお知らせ	—————	能登海上保安署

(2) 事務取扱窓口

七尾海上保安部 交通課 航行安全係 〒926-0015 石川県七尾市矢田新町二部 173 七尾港湾合同庁舎 4階 電 話：0767-53-7118 ファクス：0767-53-5741 メー ル：jcg9-nanao-7p6x@ki.mlit.go.jp
能登海上保安署 (仮事務所) 〒927-0433 石川県鳳珠郡能登町字宇出津八字 128 番地 宇出津第1・第2分団詰所 電 話：0768-62-3118 ファクス：0768-62-0018 メー ル：jcg-9noto@gxb.mlit.go.jp

(3) 事務取扱時間

受付時間は、原則として、平日（月曜日～金曜日）の午前8時30分から午後5時15分までですので、時間に余裕をもって窓口にお越しくください。

(4) 許可申請書の提出方法

提出方法は、以下のとおりです。

- ・窓口で直接提出
- ・返信用封筒を同封し郵送
- ・電子メールで提出

6. 申請書の様式及び提出部数

申請書は、所定の様式（第9号様式）により1通提出してください。

7. 申請者

申請者は工事・作業の実施責任者です。

当該工事・作業について指揮監督する権限を有する者を指し、許可された内容や付与された条件を確実に履行できる責任のある者でなければなりません。

本来ならば請負契約を締結し、工事・作業の安全管理を行う立場である元請業者が申請者となりますが、元請業者からの委託契約等により、海上の工事・作業に係わる安全管理及び指揮監督の責任を有する請負業者が別にある場合には、その請負業者が申請者となります。

なお、様式9号による申請者の名義は、同社（支社等含む）の代表者としてください。

8. 申請書の提出時期

行政手続法に基づき、審査基準及び標準処理期間※が設定されており、工事・作業許可申請書については、標準処理期間が1ヶ月以内と定められています。

※各申請の審査基準及び標準処理期間は、七尾海上保安部交通課窓口で閲覧できます

港長等は、許可申請書が提出された後、付近海域の状況を精査し、海域利用者への周知・調整状況等を勘案のうえ審査を進めますので、工事・作業に係る許可申請書は原則1ヶ月前までに提出してください。

なお、船舶交通に影響を与える可能性のある大規模な工事等を行う場合には、計画段階から十分な説明をお願いします。

また、海難に起因する作業など、緊急を要する案件については、事務取扱窓口にて電話にて連絡してください。

9. 申請に必要な書類及び綴り順

工事・作業許可申請書に必要な書類は以下のとおりです。

以下に記載した順番で綴ってください。

- ① 工事作業許可申請書（第9号様式）【別紙1参照（変更申請は1-②）】
- ② 請負契約書・注文書・指示書等契約関係書類の写し
- ③ 他官庁の許可・届出書等の写し
- ④ 施工計画書（工事作業の内容）
 - ・目的
 - ・期間
 - ・位置図
 - ・工程表
 - ・施工フロー図
 - ・施工内容
- ⑤ 安全管理体制（組織図）
- ⑥ 安全対策
- ⑦ 周知先一覧表
- ⑧ 緊急時の連絡体制【別紙2参照】
- ⑨ 警戒船管理運用要領（警戒船を配備する場合）【別紙4参照】
- ⑩ 関連する資料
 - ・使用船舶及び操縦者一覧表【別紙3参照】
 - ・磁気探査結果（浚渫、杭打ち、地盤改良等を施工する場合）
 - ・水底土砂計量証明（水底土砂の投入を行う場合）
 - ・その他、審査に必要な書類の添付を求める場合があります

10. 申請書作成要領

(1) 様式第9号の記載方法

【日付】

提出日を記載してください。ただし、必要な安全対策が講じられていない等、審査が出来ない書類については、一旦返却する場合もあり、その際の日付は、再提出された日となりますのでご注意ください。

【宛名】

七尾港長又は七尾海上保安部長

【申請者】

元請者（契約書上の請負者）

【目的及び種類】

工事の目的と実施する作業内容を記載

例) 七尾港〇〇岸壁前面泊地の浚渫（深淺測量、磁気探査、クラブ浚渫）

令和〇〇年度 七尾港□□地区維持管理工事

【期間及び時間】

- ・工事全体の期間ではなく、申請しようとする海上工事・作業の期間を記載
- ・実際の施工期間と予備日を分けて記載
- ・具体的な施工時間を記載（時間が不明確な場合は日出から日没でも可）
ただし、作業開始や終了が日出前及び日没後に及ぶ場合は、「夜間作業あり※」
と追記する ※夜間作業については、別途安全対策が必要となります

例 1)

期間：令和〇年 10 月 1 日から 11 月 1 日までの間
（予備日：令和〇年 10 月 15 日～11 月 1 日）
時間：08:00 から 16:00 まで

例 2)

期間：令和〇年 10 月 1 日から 11 月 1 日までの間
（予備日：令和〇年 10 月 15 日～11 月 1 日）
時間：08:00 から 21:00 まで（夜間作業あり）

【区域又は場所】

施工場所又は施工場所の一般的な名称を記載、詳細は施工計画書に記載する
施工場所が複数ある場合は、代表地点を記載する

例 1)

七尾港第 1 区〇〇前面海域（詳細は施工計画書のとおり）

例 2)

七尾港第 2 区〇〇岸壁ほか（詳細は施工計画書のとおり）

【方法】

ここには、施工の概略のみ記載する

施工が複数ある場合は、代表的な施工方法の概略を記載する

例 1) バックホウによる床掘（施工計画書のとおり）

例 2) ガット船による捨石投入、ほか（施工計画書のとおり）

(2) 請負契約書・注文書・指示書等契約関係書類の写し

以下の書類を添付してください。

- ・発注者と受注者の名称が分かるもの
- ・契約等の内容（件名）が分かるもの
- ・契約期間が分かるもの

(3) 他官庁の許可・届出書等の写し

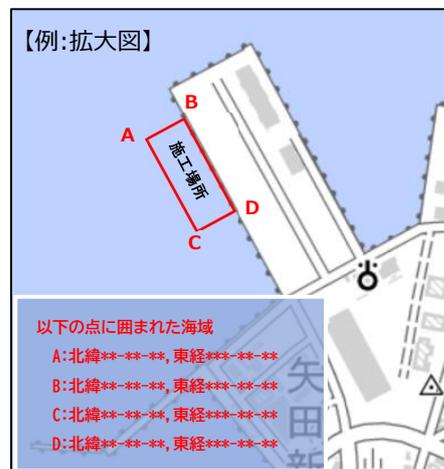
工事作業の内容により、以下の書類を添付してください。

- ・港湾管理者や河川管理者等による水域占用許可の写し
- ・港湾管理者への工事作業届の写し
- ・特別採捕許可証の写し など

(4) 施工計画書の記載方法

◎位置図（海図又は海域の状況が分かる図面）

- ① 広域図 … 広域の中で施工場所を示す図面
- ② 拡大図 … 周囲に位置する造物等と施工場所の位置関係が分かる図面



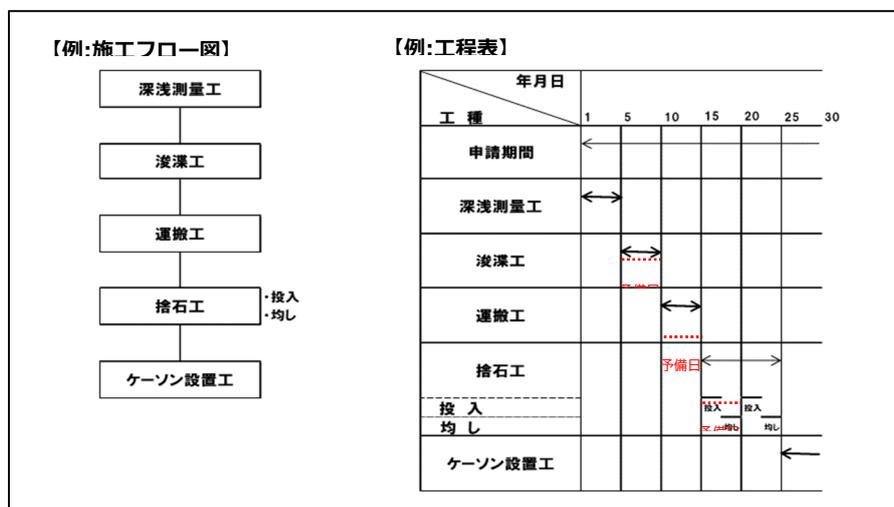
※施工位置は緯度経度（世界測地系）で記載してください

◎工程表

- ① 工期における全体工程を作成してください。
- ② 施工する全ての工種ごとの工程を作成してください。
 ※浚渫であれば、サンプル採取、事前測量、バックホウの回航、浚渫、土砂の運搬方法、土運船の運搬 など
 ※工種ごとに実作業期間と予備日を線引きする

◎施工フロー

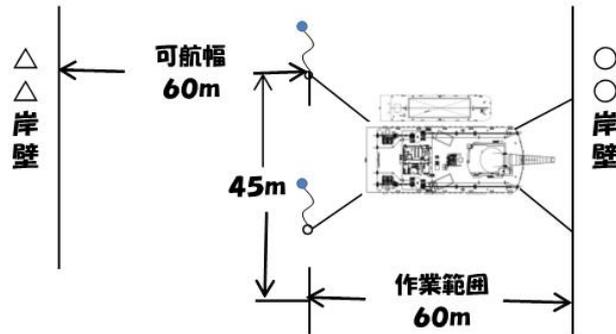
工程表に併せ、全体的な作業の流れが分かるフローチャートを作成してください。



◎施工内容

- ① 施工フローの順番に併せ、個別工種ごとに説明してください。
記載する工種等の名称はフローチャートと統一してください。
- ② 説明文に平面図や断面図等を添付し、工事作業区域を明示するとともに、作業船の配置（アンカー展張なども含む）、設置する灯火及び一般船舶の可航幅なども記載してください。

【例:作業状況図】



- ③ 専門用語を避けて簡潔に記載してください。
- ④ 土砂の運搬等、定常的な船舶の運航が発生する場合は、運航サイクル表を作成し、一日あたりの運航隻数、土量を記載してください。

【例:運航サイクル表】

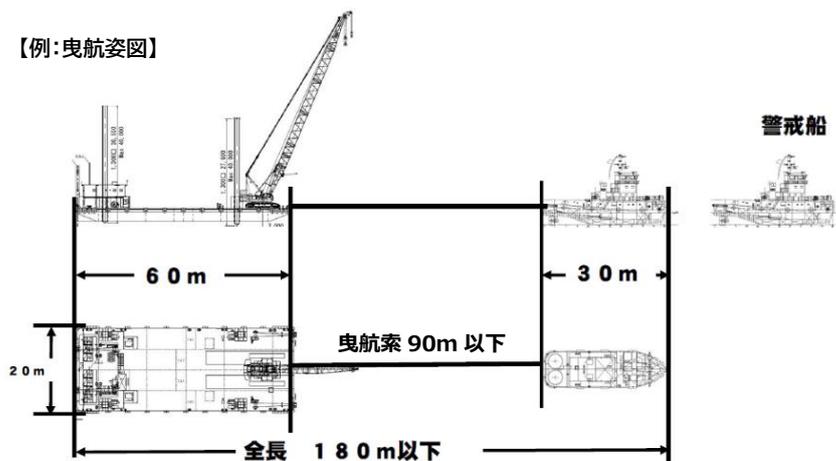
1日目	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時
土運船1	← 積込		→ 往路		← 投		→ 復路		← 積込 待機	
土運船2			← 積込		→ 往路		← 投		→ 復路 待機	
2日目	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
土運船1	← 往路		→ 投		← 復路		→ 積込		待機	
土運船2	← 積込		→ 往路		← 投		→ 復路		待機	
3日目	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
土運船1	← 往路		→ 投		← 復路		→ 積込		待機	
土運船2	← 積込		→ 往路		← 投		→ 復路		待機	

*以後2日目以降繰返し

*土運船1隻当たり積量 $○○○\text{m}^3 \times 0.7 = ○○○\text{m}^3$ 1日2往復

- ⑤ 曳航作業を伴う場合は、曳航全長を記入した曳航姿図及び曳航経路図を作成してください。

【例:曳航姿図】



【例:曳航経路図】

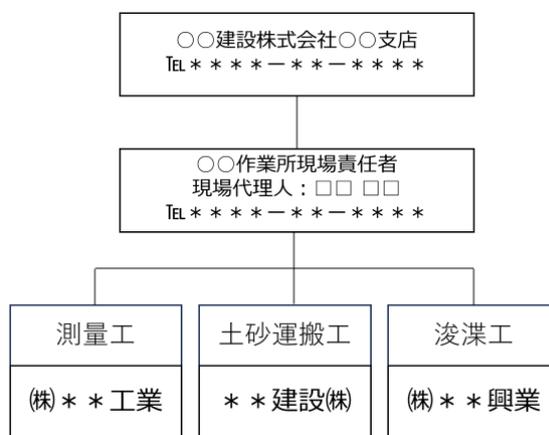


- ⑥ 作業船の停泊（夜間含む）がある場合は、平面図に停泊状況を記載する。
 なお、図面は前記②「作業状況図」に倣い作成してください。

◎安全管理体制表（組織図）

発注者、統括責任者、現場責任者、運航管理者等、組織体制（責任体制）が分かる表を作成してください。

【安全管理体制（組織図）の例】



◎安全対策

工事全般の共通安全対策に加え、工種ごとの安全対策を項目ごとに分けて記載してください。

また、一般船舶との運航調整などが発生する場合は、その詳細も記載してください。

<安全対策の記載例>

[共通安全対策]

- 現場には、本許可書またはその写しを携行し、同書記載の安全対策の各項目を遵守するとともに、全ての作業員に周知し徹底させます。
- 作業中は、港則法・海上衝突予防法等関係法令を遵守します。
- 本工事にあたり、海域利用者である、〇〇漁協、〇〇(株)、〇〇船舶、・・・と調整済みです。なお、近隣の方々への周知には、別紙のリーフレットを配布しております。
- (警戒船を配備する場合) 別添「警戒船管理運用要領」のとおり警戒船を〇隻配備し、付近を航行する船舶との事故防止に努めるとともに、事故等が発生した場合は緊急時連絡系統図により関係機関に連絡します。
- (警戒船を配備しない場合) 専従の見張り員を〇〇(岸壁上、船上等)に□名配置し、接近する船舶を認めた場合は拡声器により注意喚起を実施し事故防止に努めます。
- 作業員全員に救命胴衣や保護具等を装着させます。
- 作業員間(警戒船・見張り員含め)の連絡は、携帯電話・無線機等を使用し、緊密な連絡を保ち安全作業に努めます。
- 流出する恐れのある資機材には所有者名および連絡先を明記します。

また、万が一、資機材が流出した場合は、発見回収に努めます。

- 気象・海象情報は常時把握し、海難防止に努めるとともに、次の場合は工事作業を中止します。
 - ・風速 10m/s 以上
 - ・波高 0.5m以上
 - ・視程 1000m以下
 - ・強風、波浪、津波、大津波、濃霧警報・注意報が発表された場合
 - ・潮流○ノット以上（潜水作業時）
 - ・七尾港長から指示のあった場合
 - ・その他、責任者が危険と判断した場合は、上記基準以下でも中止する
- 夜間などの作業時間外等は、使用船舶を「**岸壁」に係留させ、作業中に荒天が予想される場合は、早期に係留地へ退避させます。
- 作業中に事件事故等の緊急事態が発生した場合は、別紙「緊急時連絡系統図」により関係先に連絡します。

[潜水作業時の安全対策]

- 作業前には潜水士の健康状態の確認および潜水器材の点検・整備を確実に行います。
- 作業中は潜水士船上（※潜水士船を使用しない場合は、栈橋上等の設置場所を記入）に、国際信号旗A旗を示す信号板を掲げるとともに、見やすい場所に「潜水作業中」と表示した看板を掲げます。
- 潜水士船上（※潜水士船を使用しない場合は、栈橋上等）には潜水補助員及び専従の警戒要員を配置し、接近する船舶があれば旗やハンドマイク等により、注意を喚起します。
- 潜水作業を実施する前には現場の作業員や作業船に対し十分に周知します。
- 潜水士と見張り員との連絡は水中電話（※その他の方法を使用する場合は、具体的な方法を記入）で行ないます。
- 潜水作業は、潜水士の出す排気音及び泡の浮上位置に注意し、常に潜水士の動向を把握します。
- 潜水作業は、潜水作業安全施工指針（国土交通省港湾局監修）に基づき実施します。
- 潜水作業は2名1組のバディー潜水にて実施します。
 - [※スクーバ式のみ記載]
- 推進器や船底弁等による事故を防止するため、事前に船舶の責任者と十分な打ち合せを行い、事故防止のための措置が講じられたことを確認してから作業を開始します。（※船底調査等を実施する場合は、船橋、エンジンルーム等に貼る周知ポスターを別添付してください）
 - [※船底付近での作業を実施する場合に記載]
- 潜水作業を実施することについては、バース管理者（※具体的名称を

記入)と調整済です。(※連絡した日時, 担当者の所属・氏名を記載する)〔※バース付近で作業を実施する場合に記載〕

- 夜間における潜水作業はありません。

〔火気使用時の安全対策〕

- 工事を行う前に、棧橋側責任者と工事内容等につき十分な打ち合わせを行います。
- 火気の使用に際しては、事前にガス検知を実施し、また、作業中も随時実施しながら、安全確認を行います。
- 最寄りの消火栓にホースを接続し、直ちに使用できるようにします。
- 工事現場付近に持ち運び式消火器を準備し、直ちに使用できるようにします。

〔夜間作業時の安全対策〕

- 作業に必要な照度が得られる様に、照明器具を配置し、安全を確保します。
- 照明の点灯に際しては、航行船舶の操船者に対し眩惑を与えることの無い様、照度、照射方向等に注意を払います。
- 作業船等の船舶には法律で定められた灯火を表示し、事故防止に努めます。
- 夜間作業中に事件事故等の緊急事態が発生した場合は、別紙「夜間緊急時連絡系統図」により関係先に連絡します。

〔他船舶等との運航調整等に係る安全対策〕

- ○○石油(株)△△専用岸壁への日々の着離岸予定を岸壁管理者に確認し、着離岸船舶がある際は、作業船を一時退避させ通航路を確保します。
- ○○橋の補修工事にあたり、一時片側通航となる旨、海域利用者と調整済みです。(別添：説明資料参照)

◎海域利用者への周知状況

周知先一覧表を作成するとともに、リーフレット等を作成している場合は添付する。

◎緊急時の連絡体制表【別紙 2 参照】

現場における緊急時の連絡系統図を作成する。

万が一に備え、搬送する病院等も設定しておく。

◎警戒船管理運用要領【別紙 4 参照】

警戒船を配備する場合は作成する。※受講証明書の写しは不要

◎関連資料

- ① 船舶を使用する場合は、使用船舶一覧表を作成し添付する。
※船舶検査証書や海技免状の写しは不要
- ② 水底土砂の投入等がある場合は、水底土砂計量証明を添付する。
- ③ 浚渫、鋼管杭の打設等、海底に衝撃を与える作業がある場合は、施工場所の磁気探査結果を添付する。

- ④ ブイや灯火を設置する場合は、要目（標体の色、灯色、灯質、光達距離）が分かる資料を添付する。

10. 内容変更について

許可を受けた後に、工種の追加や工期の変更が生じた場合（工期の変更、工種は、事前に内容変更許可申請の手続きを実施してください。

なお、使用船舶の追加や人員の変更等、追加の審査を要しない軽微な変更については、事前に内容変更届（使用船舶追加届等）を提出してください。

11. その他

(1) 警戒船について

① 警戒船の配備

港内や港の境界付近は、船舶交通がふくそうしているため、通航船舶が作業区域に侵入して作業船と衝突、また、工事・作業により可航幅が狭められた海域で通航船舶同士が衝突したりする等の事故防止には、特に注意を払う必要があります。

このため、次のような工事・作業を行う場合には、警戒船を配備して、事故の防止に努めてください。

- 船舶交通の制限又は禁止が必要な工事・作業
- 船舶交通がふくそうする航路及びその周辺海域で行う工事・作業
- 航行船舶の可航水域が狭められる工事・作業
- 長大物件の曳航等、他の船舶の航行を阻害する可能性の高い工事・作業
- その他、船舶交通の危険又は混雑が生ずるおそれのある工事・作業

② 警戒船の配備隻数

航行船舶が作業区域に異常接近することを防止するために、注意喚起や情報提供を実施するのに必要な隻数を配備するのが基本ですので、次の事項に考慮して配備隻数を増減してください。（概ね 500m～1000m毎に 1 隻）

- 工事・作業の種類及び規模
- 施工区域及びその周辺海域の航行船舶の状況
- 工事・作業を実施する時間帯
- 施工区域の気象及び海象
- 警戒船の性能
- 監視用レーダー施設等警戒業務のための陸上支援体制

③ 警戒船の性能、設備等

警戒船に必要とされる性能・設備等は、次のとおりです。

- 堪航（たんこう）性
警戒区域内において予想される気象・海象条件の下で、警戒船の業務を適切に実施するために十分な堪航性・居住性等を有すること

➤ 速力

警戒船の業務が適切に実施できる速力（付近海域を主に航行する船舶の平均速力以上）を有すること

④ 警戒船の設備等

設備等の種類	全ての警戒船が装備するもの	必要に応じ装備するもの
連絡設備	無線設備又は携帯電話 (関係機関、他の警戒船、施工現場、現場責任者等への連絡が可能なもの)	超短波無線電話（国際VHF）又は船舶電話
監視機材	双眼鏡	AIS送受信機 又はレーダー
注意喚起機材	拡声器、手旗、赤旗、 信号灯又は探照灯	探照灯、サイレン 又は国際信号旗
表示機材	警戒船であることが容易に識別できる横断幕又は表示板、及び特別灯火 (青色せん光灯又は青と白のせん光互光灯)	電光掲示板
その他	関係する海域の海図、関係法令集	消火ポンプ等

⑤ 警戒船の乗組員等（警戒要員、見張り員）

警戒船には、警戒船を運航する船長のほか警戒業務に従事する専従の「警戒要員」を1名以上配備する体制を整えてください。

警戒要員は、海上保安部署が実施する警戒業務に係る講習のうち、「業務講習」を受講し、警戒業務に必要な関係法令、警戒船の任務、警戒業務実施方法、緊急時の措置その他業務実施海域の気象・海象の状況、船舶交通の状況等に関する知識、技能を習得している必要があります。

また、警戒船を配備しない場合でも、必要に応じて警戒業務を実施できる場所に、警戒要員と同等の能力を有する「見張り員」を配置してください。

⑥ 警戒の方法（警戒業務）

警戒業務は、次のとおり行ってください。

- 警戒船には、工事・作業の予定表（工程表等）と緊急連絡系統図を備え付けておくこと
- 警戒船は、警戒実施区域を適宜巡回して、付近航行船舶、作業船等の運航状況を把握するとともに、標識等の関連施設の監視、気象・海象の把握すること
- 作業船が、付近航行船舶の航行を妨害するおそれがある場合は、現場責任者等へ通報するとともに、作業船の交通整理を行うこと
- 付近航行船舶が施工区域に異常接近するおそれがあると認められる場合は、直ちに当該船舶に向けて赤旗を振る、拡声器、汽笛、探照灯、国際VHF等の適切な手段により、注意喚起を実施すること。探照灯を照射する場合は、船舶の運航者の目を幻惑させないようにし、危険箇所を

照射するなどして、危険の所在を知らせること

- 施工区域の標識や関連施設の異常を発見した場合や、工事・作業で事故が発生した場合は、現場責任者等へ報告するとともに、緊急連絡系統図のとおり通報すること
- 工事・作業で発生した事故等に対し、人命の安全確保、被害の拡大防止に必要な措置を行うこと

(2) 磁気探査について

① 磁気探査の実施

浚渫、ボーリング及び杭打ちなど、海底に衝撃を与えたり、海底を攪拌するような工事・作業を行う場合は、着手前に爆発物等の有無を確認するための磁気探査を実施し、その成果を提出してください。

ただし、過去に磁気探査を実施した海域であって、その後爆発物が発見されておらず、安全性が確認されている場合は、過去の磁気探査の結果を添付することで、磁気探査を省略することができます。

② 許可申請

浚渫等の工事・作業の事前調査として磁気探査を申請する場合、安全であると確認できてから工事・作業を開始する必要がありますので審査期間を考慮して計画的な申請手続きを行ってください。

浚渫等の本工事・作業の実施前に磁気探査の結果が出ている場合は、同探査結果を本工事・作業の申請書に添付してください。

③ 砲弾等発見時の措置

爆発物らしきものを発見した場合には、直ちに工事・作業を中止し、引き揚げたりせずに、発見時の状態のまま、発見位置・大きさ等の情報とあわせて、最寄りの海上保安部署に通報してください。

あわせて、GPSによる位置の記録や、危険が及ばない範囲で爆発物らしきものの近くにブイや竹ざお等による位置明示をお願いします。

以 上

様式及び記載例

工事・作業許可申請書（様式第9号）

第9号様式

工事・作業許可申請書	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">提出日を記載！</div>	
令和〇年〇〇月〇〇日	
七尾港長 殿 (又は七尾海上保安部長)	
申請者所属・氏名 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">契約上の請負者の代表者</div>	
1 目的及び種類	〇〇岸壁前面の維持浚渫（深淺測量、磁気探査、グラブ浚渫等） 「令和〇年度 七尾港維持計画工事」
2 期間及び時間	自 令和〇年〇〇月〇〇日 至 令和〇年〇〇月〇〇日 日の出から日没まで
3 区域または場所	七尾港**地区〇岸壁前面海域 別紙「位置図」参照
4 方法	事前測量及び維持浚渫 別紙「施工計画書」参照
5 その他	「別紙〇 安全対策」 「〇〇証明書 添付」

ここは書類作成担当者です！

【担当】

〇〇建設株式会社 □□ □□

TEL 090-××××-××××

工事・作業内容変更許可申請書

記載方法は第 9 号様式と同じです！

工事・作業内容変更許可申請

※変更(追加、変更)が使用船舶のみの場合は、件名を
「作業内容変更届」として、別紙 3 を添付のうえ提出してください

年 月 日

七 尾 港 長 殿
(又は七尾海上保安部長)

申請者所属・氏名

令和〇年〇〇月〇〇日付、第〇号をもってご許可いただきました
〇〇岸壁前面の維持浚渫について、内容の一部に変更が生じたので
申請いたします。

1 変更内容

障害物回収作業の追加

(クレーン台船を使用して回収)「別紙 施工方法 参照」

2 変更理由

磁気探査において人力では回収できない異常物が発見されたため

3 変更回数

第〇次

4 その他

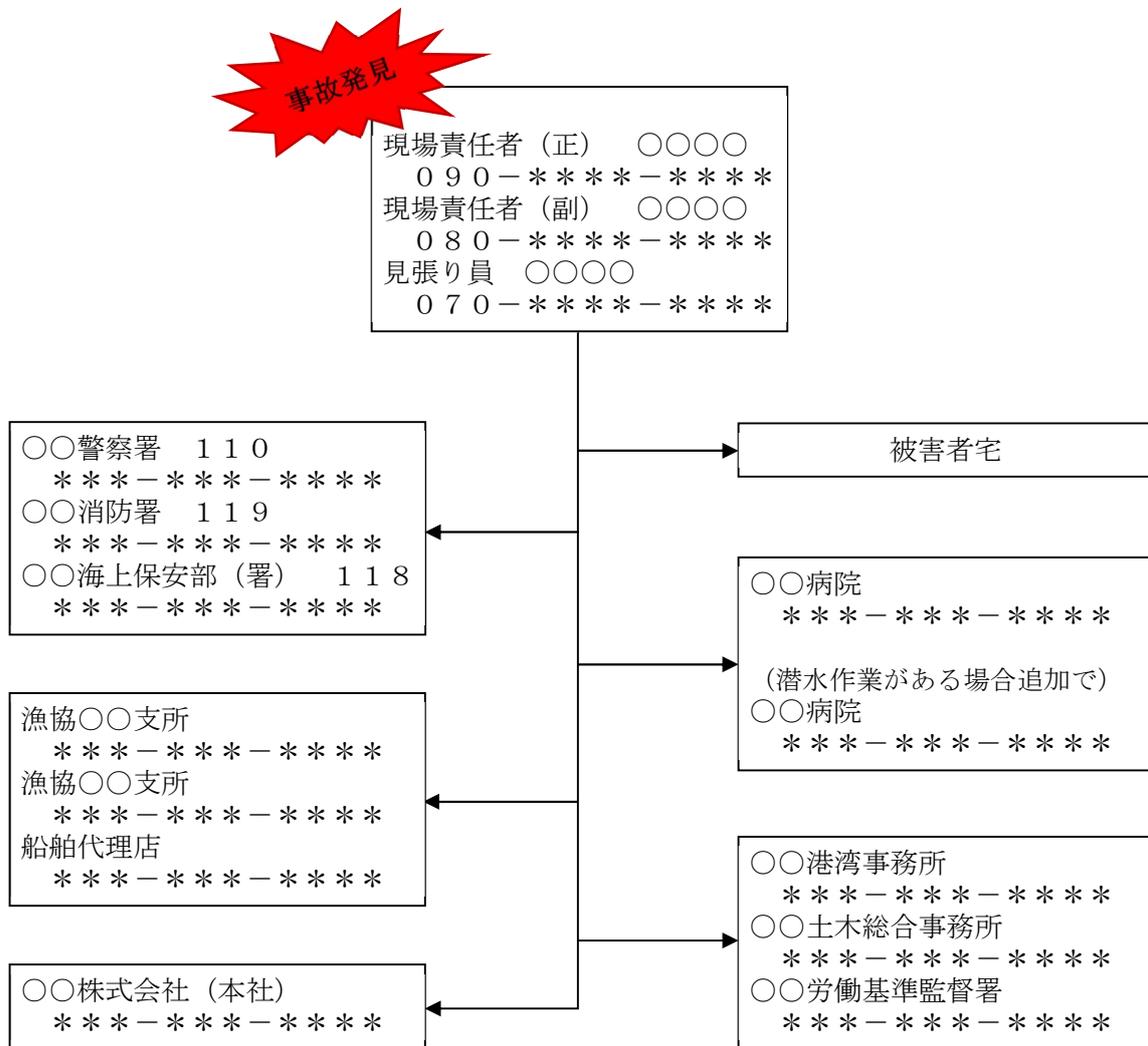
安全対策を別紙に記載

ここは書類作成担当者です！

担当者：〇〇建設株式会社 氏名

電 話：090-××××-××××

緊急連絡系統図記載例



使用船舶及び操船者一覧表

使用船舶及び操縦者一覧表

船名	〇〇丸	□□号	△△丸
船舶番号	第 200-12345 号		第 200-12345 号
総トン数	**トン	***m ³ 積	5トン未満
船舶の長さ	*. **m	L×B×D	*. **m
用途	引船	石材運搬船	作業船兼交通船
船舶所有者	**株式会社	**株式会社	**株式会社
航行区域	沿海区域		平水区域
旅客	0人	*人	0人
船員	2人	*人	1人
その他の乗組員	3人	*人	5人
有効期限	R*/**/**	H**/**/**	H**/**/**
船長氏名	** **	船団長名	** **
生年月日	S**/**/**	S**/**/**	H**/**/**
本籍	**県**市		**県**町
免許種類	一級小型		二級、特殊小型
免許番号	第 1234567890 号		第 1234567890 号
有効期限	R*/**/**		R*/**/**
電話番号	080-****-****		090-****-****

警戒船管理運用要領

1 目的

この要領は「(会社名)」が施工する「(工事・作業名)」の実施に際し、当社が配備する警戒船の業務を的確に実施し、もって工事施工海域及びその付近海域における船舶航行の安全と工事の円滑な遂行を図り、事故防止に万全を期すことを目的とする。

2 警戒船の配備

- (1) 本工事の実施期間中は、警戒船を配備する。
- (2) 配備する警戒船は、別紙「使用船舶及び操縦者一覧表」のとおりとする。
- (3) 配備期間及び配備時間は、次のとおりとする。
・海上作業・工事・行事实施中(実態に即した期間・時間を記載)

3 警戒船の指揮及び通信連絡体制

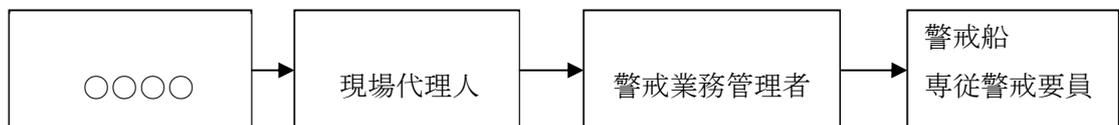
3-1 警戒業務管理者及び警戒業務管理補助者

- (1) 警戒業務を適格に処理するため、次のとおり警戒業務管理者を置く。

警戒業務管理者

・氏名	
・受講証番号	
・受講地	
・管理講習受講年月日	

- (2) 指揮系統は次のとおりとする。



3-2 警戒船の船長

警戒船の船長は、別紙「使用船舶及び操縦者一覧表」のとおりとする。

3-3 専従警戒要員

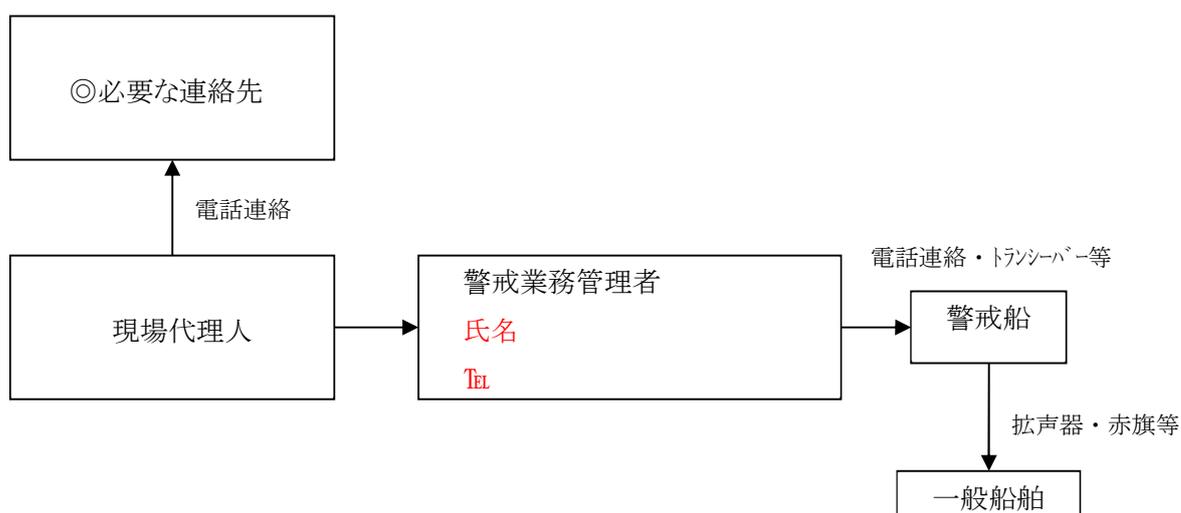
警戒船には、次のとおり警戒業務に専従する要員(以下「専従警戒要員」という)を乗船させ、警戒業務管理者の指揮のもとに船長と協力して、本要領の定めるところにより警戒業務の実施にあたらせる。

・氏名		
・受講証番号		
・受講地		
・業務講習受講年月 日		
・氏名		
・受講証番号		
・受講地		
・業務講習受講年月 日		

※なお、専従警戒要員は他の業務(船長等)との兼務はいたしません。

3-4 通信連絡体制

(1) 警戒業務実施中における警戒業務に関する通信連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 警戒船は、常時連絡無線等を聴取し、航行船舶からの質問に応じるほか、緊急事態の把握に努めなければならない。

4 警戒区域

警戒船が警戒すべき海域及び警戒船の配備位置は、別図に示すとおりとする。

補足 ⇒ 工事作業申請書の作業状況図参照でも可

5 警戒船の性能

(1) 警戒船の性能は別紙「使用船舶及び操縦者一覧表」のとおりとする。

(2) 警戒船には次の通り装備する。

- ・ 連絡設備 携帯電話、簡易無線機
- ・ 監視機材 双眼鏡
- ・ 注意喚起機材 赤旗、拡声器
- ・ 表示機材 警戒船表示板
- ・ その他 許可書(写)

6 警戒業務実施要領

6-1 警戒船の業務

警戒船は、工事作業の実施海域付近において、主として次の業務を行なければならない。

- (1) 工事作業の内容に関する情報を通航船舶へ提供すること。
- (2) 工事作業に従事する船舶の交通を整理すること。
- (3) 工事作業の実施海域内の関連施設に異常接近しようとするおそれのある船舶等に対して注意を喚起すること。
- (4) 工事作業の実施海域内の関連施設及び工事作業に従事する船舶に異常接近しようとする船舶等の監視を行うとともに、関係者にその状況を通報すること。
- (5) 工事作業の区域を示す標識その他の関連施設の異常の有無の監視を行うとともに関係者にその状況を通報すること。
- (6) 工事作業の実施に伴って発生した海上交通の安全を阻害する事故に対し、人命の安全の確保及び被害の拡大防止のための必要な措置を行うこと。

6-2 基本的留意事項

船長及び専従警戒要員は協力して次の事項を実施しなければならない。

- (1) 警戒業務が的確に実施できるよう、船体、機関、機器等の保全に務めるとともに警戒業務に必要な知識の習得及び各種訓練の実施に務めること。
- (2) 乗組員の作業を明確に定めた部署配置表を船内の見えやすい場所に備えておくこと。
- (3) 警戒業務実施方法の参考とするため警戒業務記録簿を備え付け、警戒業務管理者から入手した情報、指示、警戒業務の引き継ぎ事項、実施概要等を記録すること。

6-3 警戒業務実施前の遵守事項

警戒船は、警戒業務管理者を通じ、次の情報を入手しなければならない。

- イ 工事作業の状況
- ロ 作業船等の運航計画
- ハ 気象通報
- ニ その他必要な事項

6-4 警戒業務実施中における遵守事項

- (1) 警戒船は、工事作業の情報を伝達するなど一般船舶の安全航行について協力するものであって、他船に対する指示権や航法上の優先権を有するものではないことに留意しなければならない。
- (2) 警戒船は、港則法、海上交通安全法、海上衝突予防法等関係法令を遵守し、航行の安全を確保しなければならない。
- (3) 警戒船は、操船者及び専従警戒要員を、常時船橋に配置して見張りを厳重にし、双眼鏡等を活用して、工事区域へ異常接近するおそれのある船舶の動向を早期に把握しなければならない。
- (4) 警戒船は、特別の指示による場合及び緊急の場合のほか、警戒区域を離れてはならない。
- (5) 警戒船は、緊急その他やむを得ない場合のほか、いたずらに他船に接近してはならない。
- (6) 警戒船は、巡視船艇から海難救助等の緊急措置について協力要請があった場合はその旨を警戒業務管理者に報告し、指示を受けこれに協力しなければならない。

6-5 一般警戒の要点

- (1) 警戒船は、担当する区域内を適宜巡回し、航行船舶、作業船等の運航状況及び航行援助施設並びに気象、海象状況に留意し、定時に次の事項を警戒業務管理者に報告しなければならない。
 - イ 警戒区域内の状況
 - ロ 標識その他の関連施設の異常の有無
 - ハ 天候及び海上模様
 - ニ その他必要な事項
- (2) 警戒船は、作業船が一般船舶の航行を妨害するおそれのある場合等航行の安全上必要と認められた場合は、警戒業務管理者に報告するとともに、作業船の交通の整理を行わなければならない。
- (3) 警戒船は、一般航行船舶等が工事作業海域に異常接近するおそれがあると認めた場合は次の措置を講じ事故防止に万全を期さなければならない。
 - イ 航行船舶等の進路及び速力等から判断して工事作業海域に異常接近するおそれのある時は、直ちに当該船舶に近づき、汽笛、拡声器、探照灯・赤旗等適切な手段により、注意喚起を行うこと。

- ロ 接近防止のため、必要に応じ接近を阻止する位置に船位して注意喚起を行うこと。
- ハ 夜間にあつては、探照灯で工事作業海域を表示する灯浮標や、海上作業施設等を照射して、前方又は付近海域に危険の存在することを、早期に相手船に知らせること。

なお、探照灯を使用するにあたっては、相手船の操船者を眩惑させないよう留意すること。

- ニ 自船のみで侵入を阻止することが困難と認められた場合は、早目に他の警戒船等の協力を求めること。

- ホ 侵入船舶があつた場合は、当該船舶に対し早期に工事作業海域外へ退避するよう協力を求め、必要に応じ誘導等の措置を講ずるとともに、次の事項を直ちに警戒業務管理者に報告すること。

- (4) 警戒船は、工事区域に設置された標識その他の関連施設の異常の有無の監視を行い、異常が発見されたときは、直ちにその状況を警戒業務管理者に報告しなければならない。

- (5) 警戒船は、工事区域及び警戒区域内で事故が発生した場合、直ちに現場に急行し部署配置表に基づき必要な措置を講じるとともに、次の事項を警戒業務管理者に報告すること。

また、速やかに異常事態発生状況報告書を作成して警戒業務管理者に提出すること。

- イ 事故等の種別

- ロ 発生日時

- ハ 発生場所

- ニ 事故の概要

- ホ 措置の概要

- ヘ その他参考事項

6-6 警戒船の運航中止条件

警戒業務管理者は、気象、海象等の状況を勘案のうえ、警戒船の運航中止又は待機の指示を行わなければならない。

なお、運航中止の基準は、次のとおり。

風速 平均 10m/sec 以上 波高 1.0m 以上 視程 1,000m 以下

6-7 異常気象時の措置

- (1) 警戒船が気象・海象等の事由により退避する場所は、原則として現場付近海域とし、天候の回復次第、所定場所へ復帰しなければならない。
- (2) 警戒業務管理者が気象・海象等の状況を勘案して待機を命ずる場合の待機場所はその都度指定する。
- (3) 警戒船は、荒天のため待機し、又は、天候回復により復帰したときは、警戒業務管理者に報告しなければならない。

- (4) 警戒船は、荒天待機等で避泊する場合は、緊急事態の発生に備え、他船の影響等により出動不能となることのないよう泊地を選定しなければならない。
- (5) 警戒船は、視界不良等のため現場付近で退避又は待機する場合は、双眼鏡等を活用して航行船舶の動静把握に務めなければならない。

6-8 警戒船の交替等

- (1) 警戒船は、交替勤務のため基地を出発するときは、その旨を警戒業務管理者に報告し、必要な指示を受けなければならない。
- (2) 警戒船は、燃料、清水等の補給若しくは機関故障等のため業務の遂行ができなくなったとき又は交替警戒船と業務の引継ぎを完了したときは、警戒業務管理者に報告しなければならない。
- (3) 警戒船は、交替警戒船と業務の引継ぎを行った後でなければ原則として警戒区域を離れてはならない。
- (4) 引継事項は次のとおりとし、これを確認のうえ、警戒船記録簿引継事項欄に記載しなければならない。

イ 業務の実施状況及び今後の予定

ロ 航行船舶の動静

ハ 船体、機関、機器、警戒業務実施上必要な設備、通信設備等の現状

ニ 燃料、清水等船用品類の保有状況

ホ その他警戒業務実施上必要な事項

- (5) 船長は、交替して勤務についたときは、その旨を警戒業務管理者に報告しなければならない。
- (6) 警戒船が勤務を交替して基地に帰投したときは、専従警戒要員は、警戒業務実施中の状況を警戒船日報に記載し、警戒業務管理者に提出しなければならない。

7 管理運用体制

7-1 警戒業務管理者は、主として次の業務を行う。

- (1) 警戒業務の統括及び実施の確保に関すること。
- (2) 警戒船の運用及び警戒業務の実施に関し必要な情報の収集及び専従警戒要員に対する当該情報の伝達に関すること。
- (3) 警戒業務の実施に関し警戒船及び所轄海上保安部署等との連絡に関すること。
- (4) 警戒船の船長及び専従警戒要員に対する工事作業の内容の周知に関すること。
- (5) 警戒船乗組員の教育・訓練に関すること。
- (6) その他警戒業務の実施に関し必要な事項に関すること。

7-2 警戒業務管理補助者の職務

警戒業務管理補助者は、警戒業務管理者の職務を補佐するものとする。

7-3 警戒業務の管理

- (1) 警戒業務管理者は、事前に警戒船の運用計画を策定して警戒船の船長に指示しなければならない。
- (2) 事前の運用計画においては、次の事項を明確にしなければならない。
 - イ 警戒船の行動に関すること。
 - ロ 燃料及び清水等の補給に関すること。
 - ハ 警戒船及び乗組員の交替に関すること。
 - ニ 特殊作業に関すること。
 - ホ 乗組員の研修、訓練に関すること。
 - ヘ その他必要な事項。
- (3) 警戒業務管理者は、休暇等の事由により警戒業務管理者としての職務を行うことができない場合における当該職務の代行者をあらかじめ警戒業務管理補助者の中から指名しておかなければならない。
- (4) 警戒業務管理者は、警戒船が警戒業務に従事している間は、警戒船の行う業務実施状況を把握できる事務所に自ら勤務するか又は代行者を勤務させなければならない。
- (5) 警戒業務管理者は、当社が別途設置している工事責任者又は陸上支援組織(以下「工事関係者」という。)との連絡を密にし、警戒船が必要とする情報の提供を受けてそれを警戒船に提供し、また警戒船から報告のあった異常接近船に関する情報等警戒区域内で発生した事故に関する情報、巡回中に発見した工事作業関連施設の異常に関する措置等を工事関係者へ提供しなければならない。

8 警戒船乗組員の教育、訓練

- (1) 警戒業務管理者は、警戒船乗組員に対し海上交通関係法令、緊急事態発生時の措置等警戒業務に必要な教育及び実地訓練を警戒業務開始前に1回実施し、その後毎月1回以上実施しなければならない。
- (2) 警戒業務管理者は、本工事に類似した他の工事作業の工事区域内で発生した乗揚げ海

難その他の事故例を調査研究し、警戒船乗組員に対し周知徹底を図らなければならない。

(参考) 港域図

1 七尾港 (特定港)



屏風埼南端から石崎屏風北西端まで引いた線、能登島指向灯（北緯37度6分41秒 東経137度1分22秒）から新崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに 大谷川新大谷川橋及び御祓川尾湾橋各下流の河川水面

2 穴水港（適用港）



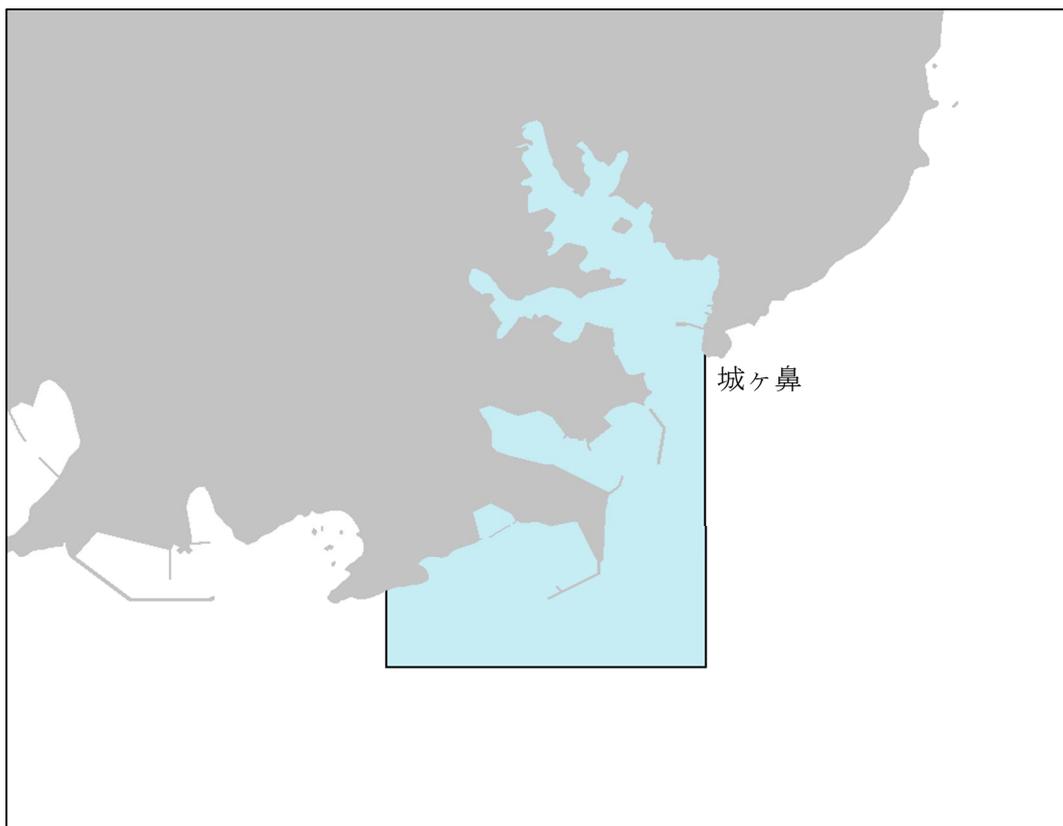
タケガ鼻から229度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに城山橋下流の
小又川水面

3 宇出津港（適用港）



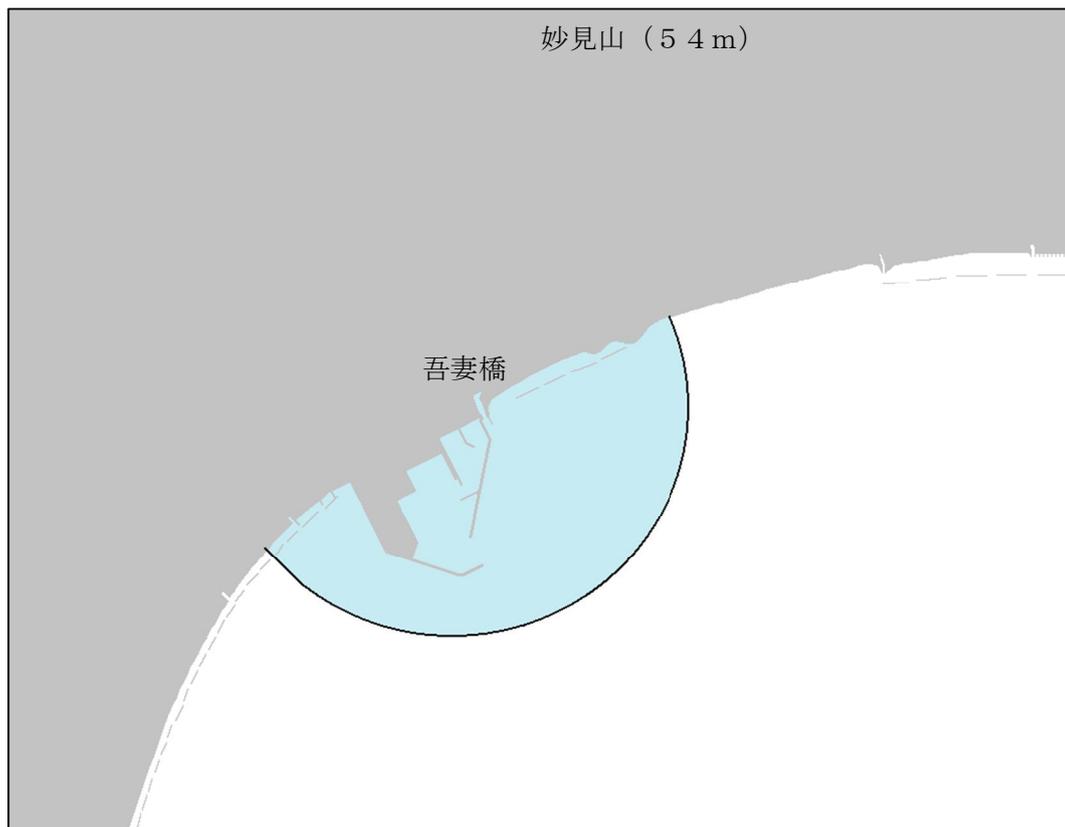
宇出津灯台（北緯37度17分59秒 東経137度9分8秒）から86度695メートルの地点から180度820メートルの地点まで引いた線、同地点から270度1500メートルの地点まで引いた線、同地点から333度30分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに笹谷川笹谷川橋、梶川港大橋及び薬師川薬師橋各下流の河川水面

4 小木港（適用港）



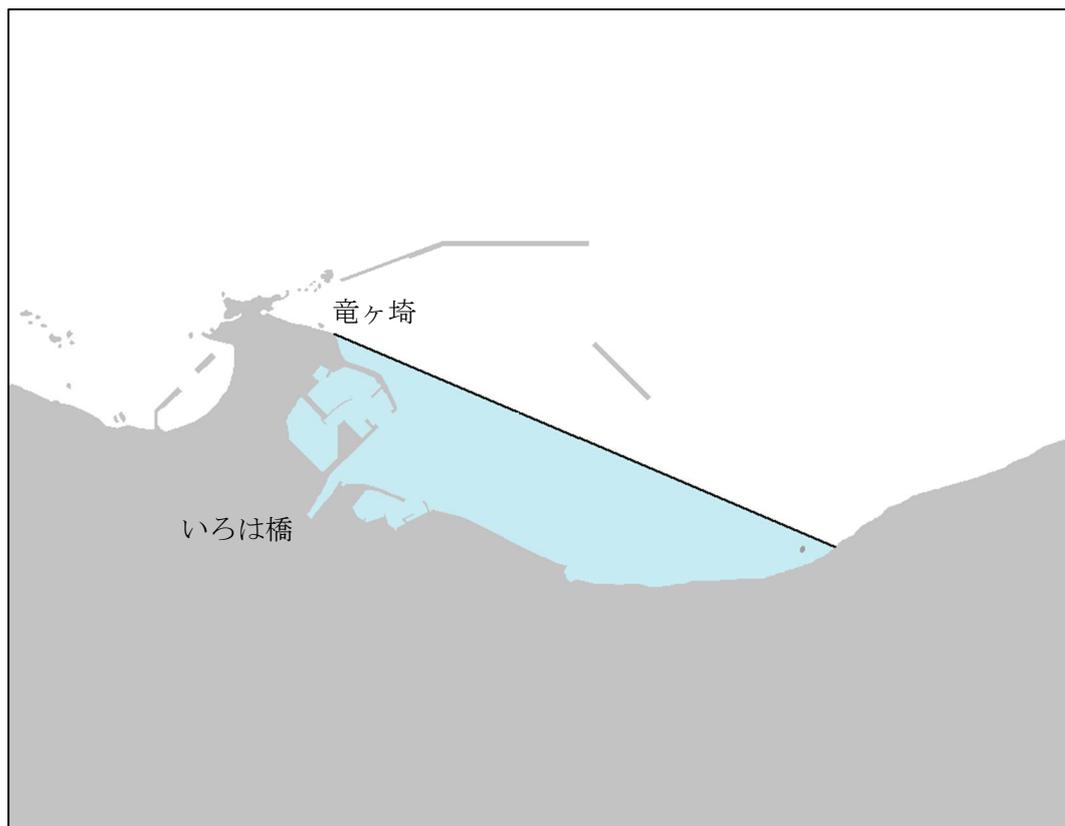
城ヶ鼻（北緯37度18分12秒 東経137度14分20秒）から180度1410メートルの地点まで引いた線、同地点から270度1350メートルの地点まで引いた線、同地点から0度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

5 飯田港（適用港）



妙見山三角点（54メートル）（北緯37度26分54秒 東経137度16分24秒）から210度1600メートルの地点を中心とする半径1000メートルの円内の海域及び吾妻橋下流の若山川水面

6 輪島港（適用港）



竜ヶ埼から114度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びにいろは橋下流の河原田川水面